

## 決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 4 3 番 2 号

(商 号) オリパス株式会社

上記被審人に対する平成 24 年度 (判) 第 1 号金融商品取引法 (以下「法」という。) 違反審判事件について、法 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

##### (1) 納付すべき課徴金の額

金 1 億 9 1 8 1 万 9 9 9 4 円 (法 178 条 1 項各号に掲げる事実ごとの内訳は別表のとおり)

##### (2) 課徴金の納付期限

ア 上記(1)に記載の課徴金のうち、別表番号 × ないし × に記載の各課徴金の納付期限

× × × × 裁判所平成 × × 年 (× ×) 第 × × × 号事件についての裁判が確定した日から 2 月を経過した日

ただし、法 185 条の 8 第 6 項の規定による変更の処分があったときは、その変更の処分に係る文書の謄本を発した日から 2 月を経過した日

イ 上記(1)に記載の課徴金のうち、別表番号 × ないし × × に記載の各課徴金の

納付期限

××××裁判所平成××年(××)第×××号事件についての裁判が確定した日から2月を経過した日

ただし、法185条の8第6項の規定による変更の処分があったときは、その変更の処分に係る文書の謄本を発した日から2月を経過した日

ウ 上記(1)に記載の課徴金のうち、別表番号××に記載の課徴金の納付期限決定書の謄本を発した日から2月を経過した日

## 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

なお、本件課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実には、同一事件について公訴が提起され、その事件が裁判所に係属するものが含まれるもので(××××裁判所平成××年(××)第×××号、同第×××号)、別紙の表中番号×ないし××に係る各事実は、それぞれ、上記事件の対象となっている各継続開示書類等と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類等を対象とするものである(法185条の7第21項)。

平成24年7月11日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項4号に該当

被審人は、東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 6月28日	第139期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が224,951百万円であるところを344,871百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・長期借入金の過少計上等
2	平成19年 12月14日	第140期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成19年4月1日 ～平成19年9月30日 の中間連結会計期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額が248,965百万円であるところを372,473百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・長期借入金の過少計上等
3	平成20年 6月27日	第140期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が242,877百万円であるところを367,876百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
4	平成20年 8月14日	第141期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年4月1日 ～平成20年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が240,628百万円であるところを366,948百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成20年 11月14日	第141期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年7月1日 ～平成20年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が211,897百万円であると ころを343,910百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
6	平成21年 2月13日	第141期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年10月1日 ～平成20年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が110,428百万円であると ころを241,281百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
7	平成21年 6月26日	第141期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成20年4月1日 ～平成21年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が110,594百万円であると ころを168,784百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
8	平成21年 8月14日	第142期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が127,124百万円であると ころを185,941百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
9	平成21年 11月13日	第142期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年7月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が146,821百万円であると ころを204,298百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等
10	平成22年 2月15日	第142期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年10月1日 ～平成21年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が158,251百万円であると ころを214,952百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
11	平成22年 6月29日	第142期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が163,142百万円であると ころを216,891百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
12	平成22年 8月13日	第143期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が132,408百万円であると ころを185,922百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
13	平成22年 11月12日	第143期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年7月1日 ～平成22年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が128,255百万円であると ころを180,482百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
14	平成23年 2月14日	第143期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年10月1日 ～平成22年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が109,488百万円であると ころを160,173百万円と記載	・投資有価証券の 過大計上 ・のれんの過大計上 等
15	平成23年 6月29日	第143期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が115,589百万円であると ころを166,836百万円と記載	・のれんの過大計上 等
16	平成23年 8月11日	第144期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日 ～平成23年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が101,751百万円であると ころを151,147百万円と記載	・のれんの過大計上 等

(注) 金額は百万円未満四捨五入である。

## 2 法令の適用

### 1 の表に掲げる事実につき

#### 番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172 条の 2 第 1 項本文、法 24 条 1 項、176 条 2 項、平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）1 条

#### 番号 2

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 2 項前段、1 項本文、法 24 条の 5 第 1 項、176 条 2 項、旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条

#### 番号 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、法 24 条 1 項、176 条 2 項、旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条

番号 2 及び同 3 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項、18 項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 を適用する。

#### 番号 4、同 5 及び同 6

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 2 項前段、1 項本文、法 24 条の 4 の 7 第 1 項、176 条 2 項、旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条

#### 番号 7

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、法 24 条 1 項、176 条 2 項、旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条

番号 4、同 5、同 6 及び同 7 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した

額につき、さらに旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2を適用する。

番号8、同9及び同10

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項、176条2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3

番号11

法172条の4第1項本文、24条1項、176条2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3

番号8、同9、同10及び同11は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項、28項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

番号12、同13及び同14

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項、176条2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3

番号15

法172条の4第1項本文、24条1項、176条2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3

番号12、同13、同14及び同15は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項、28項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3を適用する。

番号16

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項、176条2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3

### 3 課徴金の計算の基礎

#### 1 の表に掲げる事実につき

##### 番号 1

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条の規定により、被審人の第 139 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (28,731,612 円)

が

3,000,000 円

を超えることから、28,731,612 円について、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて 28,730,000 円となる。

##### 番号 2 及び同 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、第 2 項前段及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条の規定により、被審人の第 140 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（以下「第 140 期半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 140 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (35,078,652 円)

が

3,000,000 円

を超えることから、

第 140 期半期報告書については、35,078,652 円の 2 分の 1 に相当する額である 17,530,000 円（法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第 140 期有価証券報告書については、35,070,000 円となるが、第 140 期半期報告書及び第 140 期有価証券報告書が、いずれも第 140 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 の規定により、35,070,000 円を個別決定ごとの算出

額に応じて按分（旧金融商品取引法 185 条の 7 第 18 項の規定により 1 円未満の端数を切り捨て）することとなり、

第 140 期半期報告書に係る課徴金の額は

$$35,070,000 \times 17,530,000 / (17,530,000 + 35,070,000) = 11,687,777 \text{ 円}$$

第 140 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$35,070,000 \times 35,070,000 / (17,530,000 + 35,070,000) = 23,382,222 \text{ 円}$$

となる。

番号 4、同 5、同 6 及び同 7

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、2 項前段及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条の規定により、被審人の第 141 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 141 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 141 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 141 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 141 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（21,089,781 円）

が

3,000,000 円

を超えることから、

第 141 期第 1 四半期報告書については、21,089,781 円の 2 分の 1 に相当する額である 10,540,000 円（法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第 141 期第 2 四半期報告書については、21,089,781 円の 2 分の 1 に相当する額である 10,540,000 円

第 141 期第 3 四半期報告書については、21,089,781 円の 2 分の 1 に相当する額である 10,540,000 円

第 141 期有価証券報告書については、21,080,000 円

となるが、第 141 期第 1 四半期報告書、第 141 期第 2 四半期報告書、第 141 期第 3 四半期報告書及び第 141 期有価証券報告書が、いずれも第 141

期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2の規定により、21,080,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第141期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$21,080,000 \times 10,540,000 / (10,540,000 + 10,540,000 + 10,540,000 + 21,080,000) = 4,216,000 \text{ 円}$$

第141期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$21,080,000 \times 10,540,000 / (10,540,000 + 10,540,000 + 10,540,000 + 21,080,000) = 4,216,000 \text{ 円}$$

第141期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$21,080,000 \times 10,540,000 / (10,540,000 + 10,540,000 + 10,540,000 + 21,080,000) = 4,216,000 \text{ 円}$$

第141期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$21,080,000 \times 21,080,000 / (10,540,000 + 10,540,000 + 10,540,000 + 21,080,000) = 8,432,000 \text{ 円}$$

となる。

番号8、同9、同10及び同11

法172条の4第1項本文、2項前段及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3の規定により、被審人の第142期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第142期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第142期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第142期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第142期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第142期第1四半期報告書	31,208,060円
第142期第2四半期報告書	40,180,314円
第142期第3四半期報告書	45,438,721円
第142期有価証券報告書	40,873,928円

が

6,000,000 円

を超えることから、

第142期第1四半期報告書については、31,208,060 円の2分の1に相当する額である15,600,000 円（法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第142期第2四半期報告書については、40,180,314 円の2分の1に相当する額である20,090,000 円

第142期第3四半期報告書については、45,438,721 円の2分の1に相当する額である22,710,000 円

第142期有価証券報告書については、40,870,000 円

となるが、第142期第1四半期報告書、第142期第2四半期報告書、第142期第3四半期報告書及び第142期有価証券報告書が、いずれも第142期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、45,420,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分（法185条の7第28項の規定により1円未満の端数を切り捨て）することとなり、

第142期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$45,420,000 \times 15,600,000 / (15,600,000 + 20,090,000 + 22,710,000 + 40,870,000) = 7,137,624 \text{ 円}$$

第142期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$45,420,000 \times 20,090,000 / (15,600,000 + 20,090,000 + 22,710,000 + 40,870,000) = 9,191,979 \text{ 円}$$

第142期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$45,420,000 \times 22,710,000 / (15,600,000 + 20,090,000 + 22,710,000 + 40,870,000) = 10,390,734 \text{ 円}$$

第142期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$45,420,000 \times 40,870,000 / (15,600,000 + 20,090,000 + 22,710,000 + 40,870,000) = 18,699,661 \text{ 円}$$

となる。

番号12、同13、同14及び同15

法172条の4第1項本文、2項前段及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3の規定により、被審人の第143期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第143期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報

告書（以下「第143期第2四半期報告書」という。））、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第143期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第143期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第143期第1四半期報告書	41,663,213円
第143期第2四半期報告書	35,995,818円
第143期第3四半期報告書	37,961,515円
第143期有価証券報告書	38,582,384円

が

6,000,000円

を超えることから、

第143期第1四半期報告書については、41,663,213円の2分の1に相当する額である20,830,000円（法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第143期第2四半期報告書については、35,995,818円の2分の1に相当する額である17,990,000円

第143期第3四半期報告書については、37,961,515円の2分の1に相当する額である18,980,000円

第143期有価証券報告書については、38,580,000円

となるが、第143期第1四半期報告書、第143期第2四半期報告書、第143期第3四半期報告書及び第143期有価証券報告書が、いずれも第143期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、41,660,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分（法185条の7第28項の規定により1円未満の端数を切り捨て）することとなり、

第143期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$41,660,000 \times 20,830,000 / (20,830,000 + 17,990,000 + 18,980,000 + 38,580,000) = 9,003,712 \text{円}$$

第143期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$41,660,000 \times 17,990,000 / (20,830,000 + 17,990,000 + 18,980,000 + 38,580,000) = 7,776,129 \text{円}$$

第143期第3四半期報告書に係る課徴金の額は  
 $41,660,000 \times 18,980,000 / (20,830,000 + 17,990,000 + 18,980,000 + 38,580,000) = 8,204,054$  円

第143期有価証券報告書に係る課徴金の額は  
 $41,660,000 \times 38,580,000 / (20,830,000 + 17,990,000 + 18,980,000 + 38,580,000) = 16,676,102$  円

となる。

#### 番号16

法172条の4第2項前段、1項本文及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令1条の3の規定により、被審人の第144期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (39,728,320 円)

が

6,000,000 円

を超えることから、39,728,320 円の2分の1に相当する額について、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて19,860,000 円となる。

(※ 別表の添付《略》)